

# 愛荘町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年7月10日

愛荘町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

改正農業委員会法により、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として、明確に位置づけられた。

愛荘町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、高齢化や農業者の減少が著しい中山間地域では、鳥獣による被害も多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、担い手を確保し、遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、愛荘町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記の通り定める。

なお、この指針は令和6年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）の改選期に検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「活動計画」を別に定める。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成31年4月)	1,480ha	2.6ha	0.18%
3年後目標 (令和4年4月)	1,470ha	2.5ha	0.17%
目 標 (令和7年4月)	1,460ha	2.4ha	0.16%

#### (2) 遊休農地解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

→農業委員と推進委員の担当制（または農業委員と農地利用最適化推進委員によるチーム制）による農地の利用状況調査（以下農地パトロール）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成30年11月20日30経営第1793号・30農振第2309号）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する。

②農地中間管理機構との連携について →利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。

③非農地判断について

→農地パトロールの中で、B分類（再生困難）に区分した農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

④農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定等について

→遊休農地の発生防止、解消のため農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を適宜設定、見直しを行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成31年4月)	1,480ha	1,006.0ha	68.00%
3年後目標 (令和4年4月)	1,470ha	1,029.0ha	70.00%
目 標 (令和7年4月)	1,460ha	1,051.2ha	72.00%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体その 他の集落営農組織
現 状 (平成31年4月)	603戸 (19戸)	40経営体	1経営体	1経営体	16団体
3年後目標 (令和4年4月)	570戸 (25戸)	41経営体	4経営体	2経営体	15団体
目 標 (令和7年4月)	540戸 (30戸)	42経営体	6経営体	2経営体	14団体

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直し

→農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、農地の利用状況、後継者等の状況を地図化し、「地域における農業者等による協議の場」を通じて5から10年先の将来地域の農地を担ってもらふ中心的経営体を決め、「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②「農地中間管理機構」等との連携

→農業委員会は市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、①農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、②経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、③期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ③農地の利用調整と利用権設定

→農業委員と推進委員、JA、土地改良区等、コーディネーター役を担う関係者が一体となって地域の取り組みを支援し、人・農地プランを核とした農地の利用調整・交換と利用権の再設定により、農地の利用集積・集約化を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取り組みを推進する。

### ④農地所有者等が所在不明な農地の取扱い

→農地所有者等の所在不明の農地については、遊休農地の裁定制度や農業委員会による探索、公示の手続きを経ることにより20年以内を上限に農地中間管理機構に利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成31年4月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
3年後目標 （令和4年4月）	1人 （1ha）	0法人 （0ha）
目 標 （令和7年4月）	2人 （2ha）	1法人 （5ha）

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ①関係機関との連携

→都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、都道府県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、希望する就農地区がある場合は区域担当推進委員等に情報提供を求め、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

#### ②農業委員会のフォローアップ活動

→農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積の別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

→農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。